

**平成25年度**

**第1回杉並区まちづくり景観審議会  
議事録**

**平成25年9月4日（水）**

議 事 録

|      |  |  |
|------|--|--|
| 会議名  | 平成25年度第1回杉並区まちづくり景観審議会   |  |
| 日時   | 平成25(2013)年9月4日(水) 午後2時~午後3時36分  |  |
| 出席者  | 委員   | 倉田、有賀、大澤、日置、田邊、堀、大倉、樋口、松本                                    |
|      | 説明者(区)   | 都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、都市再生担当部長、<br>土木担当部長、都市計画課長、まちづくり推進課長、 |
| 配布資料 | <p>1 第11回すぎなみ「まち」デザイン賞の表彰について<br/>(まちづくり景観審議会資料1)</p> <p>2 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について<br/>(まちづくり景観審議会資料2)</p> |  |
| 議事次第 | <p>1 審議案件<br/>第11回すぎなみ「まち」デザイン賞の表彰について</p> <p>2 報告案件<br/>杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の経過及び結果</p>                       |  |

## 平成 25 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、またお暑い中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、まず改選後、第 1 回ということで、まちづくり景観審議会に先立ちまして、委員の委嘱式を行いたいと思います。申しおくれました。私は、都市整備部まちづくり推進課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の委嘱につきましては、委嘱状をあらかじめ皆様の机の席上に配付させていただいておりますので、大変恐縮ではございますが、これを持ちまして委員の委嘱というふうにさせていただきますので、ご了承のほどお願ひいたします。

なお、前期まで委員を務めていただきました高見澤委員、鈴木委員、並びに河野委員につきましては、前期限りでご勇退ということで、今期から新たに 3 名の新委員をお迎えし、新しくスタートということになりました。後ほど委員の皆様方の自己紹介をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日も出席いただいている委員の皆様のほか、前期に引き続きまして、〇〇大学の〇〇様に委員をお願ひしておりますが、〇〇委員につきましては、きょう欠席ということで、後日、委嘱状をお渡ししたいというふうには思っています。

あと、〇〇委員なのですけれども、少しおくれるという連絡が入っておりますので、途中からいらしていただけるものと思ひます。

それでは、ここで区長にかわりまして、副区長の菊池からご挨拶を申し上げます。

副区長

皆様、改めまして、こんにちは。今、司会のほうからお話がございましたように、今期の委員、快く引き受けていただきまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

また本日、大変変な天候でございますけれども、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本来ですと、区長が委員の皆様方の前でご挨拶するところでございますけれども、他の公務がございまして、私のほうからご挨拶申し上げます。

この審議会も今回で3期目に入るわけでございます。これまで4年間、21年に設立されてから4年経過するわけでございますけれども、3期目ということで5年目に入るわけでございます。この間、まちづくり条例や景観条例に基づきまして、さまざまな課題をご審議いただきました。前期では、杉並区の中では初めてであります、まちづくりルールの登録や、それから景観協定の認可につきましてご意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年、区では区政の運営の指針となる基本構想を、10年ビジョンと呼んでおりますが、これを策定いたしました。これを受けまして、ことしの8月でございますか、まちづくり基本方針を改定したところでございます。今回の見直しにおきましては、まちづくり分野の総合的方针として、杉並区が安全で安心できる暮らし、暮らしやすい質の高い住宅都市を目指していこうということで、その道筋を明らかにしたところでございます。

今後、新たなまちづくり基本方針に基づいて、誰もが安全・安心に暮らせる質の高い住宅都市、杉並を目指して、区民の皆様とともに、さまざまな施策を着実に推進していきたいというふうに考えてございます。

委員の皆様方におかれましては、ぜひご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いしたいと思います。今期、3期目でございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、審議会の委員の皆様方のご健勝をご祈念するとともに、杉並がよいまちとして発展していくことを祈願いたしまして、区長にかわりましてのご挨拶とさせていただきます。

大変簡単ではございますが、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは、今期から新しく委員にご就任いただいた方もいらっしゃいますので、改めまして、ここで委員の方々の自己紹介を簡単にお願いしたいなというふうに思っております。

じゃあ、〇〇委員のほうから順番にお願いいたします。

委員

〇〇と申します。ことしから審議委員で初めてこの会に出席させていただきますけれども、よろしくお願いいたします。私は建築の設計を、デザインを続けてまいりまして、〇〇という設計事務所を設立したのですが、その後、〇〇〇〇という〇〇さんの設計事務所なのですが、そこから独立したのですが、また、そちらのほうに戻って仕事をさせていただいていま

す。

お配りした名刺は、私のいところがお茶のほうをやっていまして、和室の設計をお手伝いするというので、そちらの、そんなようなこともやっていまして。

よろしくお願いいたします。

委員 ○○と申します。色彩に関わっておりまして、主には「○○○○○会」という任意団体などで活動しております。また、現在は東京都景観審議会委員もさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 ○○と申します。特段、所属団体等はありませんけれども、NPO法人の○○というところで、移送サービス、外出が不自由な方の外出を支援する、そういう活動をしております。それと、あと○○というグループがありまして、そこで川の活動をしております。よろしくお願いいたします。

委員 ○○と申します。よろしくお願いいたします。私も設計事務所をやっておりまして、自宅は○○三丁目で、事務所は○○にあります。区では、まちづくりのほうで2団体に一応所属させていただいていまして、○○周辺の駅・まちづくり協議会と、あと、まちづくり○○○という、初めて団体になったところなのですが、そちらのほうでお手伝いをさせていただいております。よろしくお願いいたします。

委員 ここでは○○大学講師となっております○○と申します。私は、ふだんは○○○という会社で色彩計画とか、色彩を中心とした景観まちづくりの活動をしております。杉並区の中では、ここの審議会に前期まで2期、務めさせていただいたと同時に、景観専門部会というのがございます。景観専門部会の中で個別の案件について、あるいは公共施設の色彩等について審議するというような役割を担ってまいりました。今後ともよろしくお願いいたします。

委員 ○○大学の○○と申します。2期、まちづくり景観審議会の委員を務めさせていただいておりますが、それ以前も景観計画の策定等につきましても、いろいろお手伝いをさせていただきました。その前も公共施設でしたかね。その整備の、景観のガイドラインですか。そんな策定のお手伝いもさせていただくということで、杉並区さんにはいろいろな形でご縁がございました。

一方、大学のほうでも、ずっとここ、もう何年か、杉並区さんのほうから課題の対象地区というのを提供していただいといますか、そういった学生のまちづくりの取り組みに対してのご発表の場を設けていただくとかとい

うことで、そういう意味で非常に杉並区につきましては身近に感じております。

そういったことで、またこの1期、よろしく願いいたします。

委員

〇〇でございます。NPO法人の〇〇から参っております。ということで、環境に大変興味があるといったようなことになるわけですがけれども、もともとがゼネコン出身でしてね。といったような広い意味で、その延長上で環境があったりして、今日に至っているというようなことでございます。

審議会等は環境清掃審議会に3期出席させていただいたり、あるいは、今でも杉並の環境課とのいろいろな取り組みということで、サポートをさせていただいているというようなことでございます。今期からということで、ひとつよろしく願いをいたします。

委員

初めまして。〇〇大学の建築学科でまちづくりを担当しております〇〇と申します。よろしく願いします。

景観まちづくりということでは、前職が〇〇大学だったものですから、〇〇県の県の景観審議会や、それから周辺の市町村の景観の条例のお手伝いをしたりしておりました。

〇〇に戻ってまいりまして8年たちましたが、東京都の今、広告物審議会の審議委員もさせていただいております、そういう意味では、杉並区に関連するようなこともあろうかと思いますが、よい意味での連携、コラボレーションというか、相乗効果が出ればいいかなというふうに思っています。

ほかには、最近では福島県の〇〇で景観審議会をお手伝いをしていて、城下町景観、とりわけ復興の中で人為的に景観が壊れていくものですから、つまり復興の災害ごみとして大事な町屋が壊されていったりするものですから、そういうものを守ったりということもやったりしております。

個人的には、以前、〇〇に居を構えたことがありまして、そんなことでご縁もあるかと思えます。よろしく願いします。

まちづくり推進課長 ありがとうございます。続きまして、都市整備部長から区の部課長級の職員を紹介させていただきたいと思えます。

都市整備部長

それでは、私から区側の幹部職員を紹介いたします。まず、私でございますが、都市整備部長の大塚でございます。よろしく願いいたします。それから、まちづくり担当部長の和久井でございます。

まちづくり担当部長 和久井でございます。よろしく願いいたします。

都市整備部長 それから、都市再生担当部長の門元でございます。

都市再生担当部長 都市再生担当部長の門元でございます。よろしくお願いいいたします。

都市整備部長 土木担当部長の加藤でございます。

土木担当部長長 加藤です。どうぞよろしくお願いいいたします。

都市整備部長 都市計画課長の渡辺でございます。

都市計画課長 渡辺です。よろしくお願いいいたします。

都市整備部長 それから、まちづくり推進課長の鈴木でございます。

まちづくり推進課長 鈴木です。よろしくお願いいいたします。

都市整備部長 以上でございます。よろしくお願いいいたします。

まちづくり推進課長 以上をもちまして、杉並区まちづくり景観審議会委員の委嘱式を終了させていただきます。

前期から引き続き委員をお願いしている皆様につきましては、委員の任期の規定がございますことから、今期が最後の任期というふうになっておりますが、よろしくご指導、ご助言のほどをお願いいたします。

それでは、これで委嘱式を終了させていただきます。

なお、副区長は他の公務のため、ここで退席いたしますので、よろしくお願いいいたします。

副区長 どうぞよろしくお願いいいたします。

まちづくり推進課長 まず、杉並区まちづくり景観審議会条例の規定に基づきまして、当審議会の会長の互選をしていただきたいというふうに存じます。会長の互選に当たりまして、まずはそれを決めるための座長をお決めいただきたいと存じますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。特におられないということであれば、これまでの先例によりまして、座長は事務局からご指名させていただきますと思います。よろしいでしょうか。

では、僭越ではございますが、私からご指名させていただきます。〇〇委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、座長の席に移動していただきたいと思います。

それでは、〇〇座長のほうで会長互選の進行につきまして、よろしくお願いいいたします。

座 長 ご指名により会長選出まで座長を務めさせていただきます。委員の皆様、ご協力お願いいいたします。座らせていただきます。

それでは、会長の互選を行いたいと思います。先ほどのご説明のとおり、会

長は委員の互選により定めると条例で規定されております。適任者がいらっしやるとしますので、どなたかお名前を挙げていただけませんか。

座 長 長く杉並の景観に携わってこられて、大学等でも杉並の景観を熟知されている。前期まで副会長をお務めいただいた倉田先生にぜひお願いできないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

座 長 ただいま、会長には倉田委員とのご発言がございましたが、ほかにご意見はございませんか。

ほかにご意見もないようですので、倉田委員に会長をお願いしたいと思いますが、倉田委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、倉田会長、よろしく願いいたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございます。

まちづくり推進課長 ○○委員、ありがとうございました。それでは、倉田会長、会長席のほうに移動をよろしく願いします。

それでは、倉田会長より就任のご挨拶をよろしく願いいたします。

会 長 ただいま会長に推挙いただきました工学院大学の倉田でございます。前任の高見澤先生が非常に大きな存在でしたので、そういう意味では、この後、引き続き私がやるということで、多少荷が重い、そんな感じもしております。ただ、先ほど申し上げましたように、杉並区におきましては景観計画の策定等からかかわってまいりましたので、あと1期ではありますけれども、この杉並区の、先ほど副区長さんのほうからもお話がありましたように、まちづくりの方針の改定というようなことで、さらに住宅都市としての杉並区のまちづくりを推進していきたいというお話もございましたので、そういう中で少しでも審議会がお役に立てるように、皆さんのお力を借りまして、審議会、力を発揮できるよう、微力ではございますけれども、努力していきたいというふうに思っております。皆さん、ぜひよろしく願いいたします。ちょっと簡単でございますけれども、ご挨拶というふうにさせていただきたいと思えます。

まちづくり推進課長 会長、ありがとうございました。それでは、まちづくり景観審議会条例に基づきまして、副会長の互選及び会長職務代理者の指名、それから土地利用専門部会委員の指名、並びに景観専門部会委員の指名を会長にお願いしたいと思えます。



会 長

それでは、副会長の互選を行いたいというふうに思います。先ほどのご説明のとおり、副会長は委員の互選により定めるというふうに条例で定められております。どなたか名前をお挙げいただけませんか。いかがでしょうか。

特に名前が挙がらないということですので、僭越ではございますけれども、私から推薦させていただければというふうに思います。先ほど、まちづくり課長のほうからのご説明がございましたように、引き続き委員になられている方につきましては、今期が最後の任期ということになっております。そこで、今回新たに就任された委員に副会長をお受けいただきまして、次期委員会につなげていければというふうに思っております。

そこで、今回新たに就任されました有賀委員に副会長をお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかにご意見もないということですので、有賀委員に副会長をお願いしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

じゃあ、よろしく願いいたします。それでは、有賀委員、こちら側の副会長席ということですので、こちらにお願いいたします。

それでは、副会長、有賀委員から就任のご挨拶をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

副会長

先ほど手短にご挨拶申し上げましたので、ここでは副会長職としては会長をサポートし、会議の円滑な進行に尽力したいと思います。よろしく願いいたしますということで、以上です。

会 長

ありがとうございます。続きまして、会長職務代理の指名でございますけれども、会長職務代理者といたしまして、副会長になりました有賀委員を指名させていただきたいというふうに思います。

続きまして土地利用専門部会の委員でございますけれども、従前どおり部会長には高見澤委員、委員といたしまして野澤委員、村木委員、審議会からは日置委員に、新たに堀委員を指名させていただきたいというふうに思います。

続きまして景観専門部会の委員でございますけれども、部会長としまして新たに就任いただいた福井委員に委員長をお願いしたいと。委員としましては、従前どおり中島委員、審議会からは田邊委員、荒井委員を指名させていただき

たいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

まちづくり推進課長 続きまして私のほうから。これより、まちづくり景観審議会を開催したいというふうに思います。本日のまちづくり景観審議会につきましては、〇〇委員は欠席という連絡をいただいております。したがって、まちづくり景観審議会委員 10 名のうち、現在 9 名の委員が出席されておりますので、このまちづくり景観審議会は有効に成立という形になってございます。

会 長 それでは、ただいまから平成 25 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会を開催したいと思います。本日の傍聴の申し出はどのようになっていますでしょうか。

まちづくり推進課長 傍聴者はございません。

会 長 ございませんか。それでは、傍聴者がいないということでございますので、引き続き進行させていただきます。

それでは、まず最初に事務局から本日の議題の宣言をお願いしたいというふうに思います。

まちづくり推進課長 本日の議題は、「第 11 回杉並『まち』デザイン賞の表彰について」の意見を聴取ということになってございます。杉並区の景観条例第 27 条第 3 項及び杉並区まちづくり景観審議会条例第 2 条第 1 項に基づきまして、区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いしたいと思います。

また、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則に基づきまして、杉並区まちづくり景観審議会の専門部会の調査審議の結果についても、ご報告をあわせて行いたいと思います。

まず本日の資料なのですが、杉並区まちづくり景観審議会資料 1 につきましては、席上に配付しているところでございます。資料 2 につきましては、事前に皆様にお送りしているものでございます。また、新しく委員になられた方につきましては、席上の箱の中に必要な資料が入っております。ただ、まちづくり基本方針につきましては、新たに策定ということで、ただいま印刷中ですので、本日は入っておりませんので、後日、製本され次第、皆様の箱に入れたいというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、続いて「第 11 回杉並『まち』デザイン賞の表彰について」の審議に移りたいというふうに思います。第 11 回の杉並

「まち」デザイン賞の表彰につきまして、ご説明をお願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは、「第 11 回杉並『まち』デザイン賞の表彰について」、簡単にご説明をさせていただきます。

杉並区の魅力的な景観づくりに貢献している建物、あるいは地域活動など、区民の方からご推薦いただきまして、これを表彰するという事で、候補を今回選考させていただいたところでございます。その案件につきまして皆様のご意見を伺うというものでございます。

それでは、お配りしております資料 1 に沿いまして、制度の詳細等につきましてご説明をしたいと思います。

まず制度の目的でございますが、自然と歴史的環境に調和し、杉並らしい街並みの形成に寄与している建築物を、杉並「まち」デザイン賞として表彰することによりまして、快適な都市景観に対する区民の意識を高めるということでございます。

対象につきましては、一戸建てなどの建物あるいは看板などの工作物、地域活動、そのほか「まちなみ」づくりに貢献しているものというふうになってございます。

今回は、「おしえて！まちの『とっておき』」というテーマのもとに、4月 11 日から 7 月 31 日までの応募期間に一般の応募を行ってございます。

募集に際しましては、チラシ、ポスター配付のほか、広報、ホームページに募集記事を掲載してございます。チラシの配付箇所については、資料のとおりでございます。

募集チラシにつきましては、3 ページ目に挟んでありますので、またごらんいただければと思います。

それでは、応募状況と選考についての説明に移ります。

募集期間中に計 55 件の応募がございまして、この 55 件から選考委員会の選考を経て、現在 8 件が受賞対象として選定されてございます。候補である 55 件の選考に当たりましては、事前に写真と推薦理由を掲載した資料を選考委員の皆様へ送付いたしまして、ご希望をお伺いした上で現場視察箇所を 11 カ所に絞ってございます。その 11 カ所について 8 月 29 日に、5 人の選考委員により現場視察と選考作業を行っております。

2 ページ目を見ていただきますと、選考委員については、建築家の河野委員、作家の有吉委員、当審議会の委員でありますカラーコーディネーターの

大倉委員、建築家の大嶋委員、女子美術大学教授の津田委員、5名にお願いしているところでございます。

それでは、受賞対象について簡単にご説明をしたいと思います。

お手元に配付しております資料に写真がついていると思いますので、それについて見ていただければと思います。

4ページ目がそのある場所ですね。5ページ目からが、その件の写真という形になってございます。1番から8番までございますので、それについて選考委員会での委員の皆様の意見を簡単にお伝えしたいというふうに思います。

まず1番目、「花の絶えない庭」ということで、どの季節でもきれいに手入れされた樹木と花が道行く人の目を楽しませてくれる庭です。この庭を一番よく眺められるポイントが、この家の中からではなく、通りからという点を、ここを管理する方の心意気として評価をしたいというのがございました。

2番目が「古書店と不動産屋」ということで、これは昭和初期の看板建築でございます。杉並区内では青梅街道沿いに数軒、見られるということですが、高円寺ではこの1軒のみだということです。全面を銅板で覆った建築で、上部に波模様に千鳥が入っている日本古来のデザインがあしらわれているものでございます。この建物の貴重さと現役の商店として使われているという点が評価されたところでございます。

3番目が「桃井の家」でございます。周りが共同住宅が多い中では珍しい一軒家ということになってございます。屋上部分から直接、草が生えている木製の外壁の外観が、前面には大きな公園、桃井原っぱ公園がございますけれども、そこの緑とマッチをしていると。公園側から見たときのよい借景にもなっているところでございます。1階部分のコンクリートむき出しの駐車場が、公園側からはちょうど生け垣で見えないようにデザインされているということで、公園からの景観をよく意識している点が評価されたところでございます。

4番目の「ロータリー状のクルドサック」ということで、ロータリー状に整備されましたクルドサックは、ニュータウン等ではかつて見られたところですが、23区では、まちづくり的には非常に珍しいものでございます。管理は個人で行っているようでございます。ここを利用する人、みんなの庭というような雰囲気と、この珍しさ、また私道の袋小路に入り込んだとは思えな

いような、よい景観をつくり出している点が評価されたところでございます。

5番目、「イタビカズラの塀」。塀を這うイタビカズラがきれいに刈り込まれておりまして、塀の住居表示の板であるとか、あるいはポストの部分もきれいにカットされてございました。初めは1軒だけでやっていたというものが、成長いたしまして、隣地のほうにも入り込みまして、隣地の住民も同様に沿道部の緑化をしてきたという経緯があるということでございます。2軒続けてきれいに管理しているということで、通りの景観を向上させている点が評価されたところでございます。

6番目、「恵みの家」。道路に対して広く空地を設けているほか、中庭がガラス張りで、通りから視線が抜けるように工夫されているということで、非常に開放感を感じるようにつくられているものでございます。住宅が密集する地域でございまして、周辺に広く空間を提供している点、そしてまた目に優しい建物の色合いも評価されたところでございます。

7番目、「清水の家」。最近の家としては珍しいのですが、駐車場を設けずに、道路に面して広く植栽帯を設置してございます。樹木には小さなその樹木の名称板をつけておりまして、道行く人も樹木を楽しめるような形になってございました。夜間、大きな窓から見える明かりが、まちを温かく照らすあんどんのようにもなっているところも特徴かなど。建物のデザイン性、そして所有者のまちに貢献しようとする姿勢が評価されたところでございます。

最後になりますが、8番目の「南荻窪の家」。これは昭和初期のハーフティンバーの建築ということで、大きな赤い洋瓦の屋根の上には、方角を示すしゃれた飾りがついておりまして、細部までこだわってつくった建築なのがわかります。建具も当時のまま残されているほか、この暑さにもかかわらず、窓と玄関を開放して風を通してのことから、当時の生活を保ちながら、この家を守ってきたことがうかがえるものでございます。建物の貴重さとともに、建物、庭とも全体的によく手入れされている点が評価されたところでございます。

私からは説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございます。それでは、ただいまご紹介いただきましたデザイン賞の表彰につきまして、候補につきましてご審議をいただきたいというふうに思います。委員の皆さん、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいた

します。いかがでしょうか。

今回から委員になられた皆さんは、まだちょっとなじみがないところもあるかもしれませんが、ぜひご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

まず、私のほうから一つ、ご質問させていただいてよろしいでしょうか。今回、応募テーマとして、「おしえて！まちの『とっておき』」というのがあるのですけれども、これは何か評価の上で、このテーマというのは、評価基準と言うとちょっとあれですけれども、応募する側ももちろんこれを意識してということなのかもしれませんが、何かございますでしょうか、そういう。

まちづくり推進課長 今回のテーマは、この「おしえて！まちの『とっておき』」ということで、このテーマに沿って応募された方もいらっしゃるかなとは思いますが。選考委員会におきましても、やはり、これがテーマだということで、大きな基準というわけではございませんけれども、こういったテーマを生かしつつの選考であったのかなというふうに考えてございます。

会 長 ちなみに、去年は何だったのでしたかね、こういうテーマは。

まちづくり推進課長 第10回は、「ドキッ！発見まちの『顔』」ということで。一種の何というか、このテーマの内容が基準というよりも、コピーみたいなどの要素もあるのかなと。

会 長 おもしろがる、関心を持っていただくためのちょっと……。

まちづくり推進課長 目を引くというか。

会 長 そういうことですね。

まちづくり推進課長 そういうことが大きいのかなというふうに思っています。

会 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

〇〇委員。

委 員 これ、建築の個人住宅であれば、個人のお施主さんが応募するとか。それは自薦のようなことになるし、あるいは他薦——共同のロータリーなんていうのは、一人のものではなくて、複数の人間がかかわって、恐らく管理されていると思うのですけれども、その辺はどんな応募の、応募者はどういうふうな……。

まちづくり推進課長 自薦、他薦を問わずという形になってございまして、結果的に55件の中で4件が自薦、あとは他薦というような結果でございました。

委 員 すばらしいですね。他薦でそれだけの関心を持って応募されている方が。

委員

感想のレベルで、大したことをちょっと言ってみたいわけではないのですけれども、これだけ見たのでは、いいのか悪いのかというのが、正直言ってよくわからないですね。よくわからないのですが。

先ほど推薦理由、ここに書いてある以外のことをいろいろと推薦理由で聞かせていただきまして、それで、「ああ、なるほど。そういう視点で捉えたのかな」ということで、少しはわかった気がしたのです。というようなことで、やはり、これがいいか悪いかというかな、好きか嫌いかというかな、ということを感じるには、ちょっと情報が少な過ぎるのですよね、これだけの写真では正直。私はそう感じました。かといって、全員が現地を見るわけにもいかないというのもよくわかります。といったようなところなのですけれども。

したがって、この推薦理由にもう少し、何でこの視点、少し省き過ぎているのかなと。今、説明いただいたような、こういうところがという文言が入ると、ここに書いてある、例えば1番の「歩行者に安らぎを与えてくれます」というのも、単純に読んだら、「ああ、そうかな」と思うのですが、歩行者の視線から見て、主たる、見る側になるから、そういう作り方がすばらしいというふうに考えて、ここにリストアップしたんだよという、その辺の説明がありますと、「ああ、なるほどな」と思うわけです。

多くの場合には、この家、この庭の持ち主が、自分が楽しむのが目的でやるので、どちらかという、そうなりがちなのですが、ただ、先ほどの話を伺いつつ、これを見ると、この持ち主が日本人には珍しく、塀というのがないわけですね。その辺の物の考え方というのが見えてきて、「なるほど、なるほど」と思えるというようなところなので、ぜひ、その辺の情報がもう少し見えると、好きだ、嫌いだというのも言いやすいかなと私は思いました。まことにくだらない感想でしかないわけですが、全般的にそんなイメージを持ちました。

以上です。

会長

先ほどご説明いただいたのは、あれは委員の評価ですよ。ここに書かれているのは推薦者の。

まちづくり推進課長 応募者の。

会長

応募者のこれはあれで、推薦理由で、先ほどご説明いただいたのは、選考委員が直接ごらんになって、どういうふうに評価したかという、そういう……。

まちづくり推進課長 改めまして、選考委員の方にはコメントを寄せていただくような形をとつ

ておりますので、また、その中で詳しい評価が出てくるのかなというふうに  
思っています。

委員 わかりました。ぜひ、その選考委員がどういうふうに評価したから、ここに  
載っかっているんだよというのがあると、ある意味、選考委員の視点が強くな  
ってしまいますが、デメリットでもあるのでしょうけれども、何もわから  
ない、少なくとも私には、この絵からとる情報だけなので、評価のしようが  
ないと私自身は思ってしまったということでございます。

まちづくり推進課長 選考委員会を開いたのは、つい最近のことで、なかなか準備が整わない面  
もございまして、今回はきょう出した資料ということで、ご了解いただきたい  
と思います。委員おっしゃったように、実際の選考委員会の委員のコメント  
をきちっと、この写真の推薦、応募者の推薦理由とあわせて掲載するとい  
うと、皆さんもちょっと理解が深まっていくのかなと思いますので、今後は  
その辺、十分留意してやっていきたいと思います。

委員 よろしくお願ひしたいと思います。

会長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、〇〇委員。

委員 今回、受賞対象に選ばれた作品の中で、6番目の「救世軍恵みの家」という  
のは、実はこれは景観の専門部会を通して審議をさせていただいた案件です。  
景観の専門部会でも非常に評価がよくて、こういうものがまたできるとい  
いねというような話をしてきた案件なのですけれども、歴代、杉並の「まち」  
デザイン賞というのは、どちらかというと、懐かしい雰囲気を持っているもの  
とか、長く杉並の土地に根差したようなものが選ばれてきた傾向があるよう  
に思うのですけれども、今回、こういう新しいもので、特に規模が少し大き  
いようなものというのは、どれぐらい応募作品として出てきたのでしょうか。

まちづくり推進課長 毎回、そんなに大規模な建物というのは応募は少ないのですが、今回もこ  
れを含めて2件ぐらい。集合住宅、ちょっと大き目のですね。一軒家ではな  
いものについては、2件ほどだということでございます。

委員 わかりました。専門部会委員としては、大きなものでも、この杉並の地域に  
根差した、いいデザインのもものがたくさんできてくれることを願っている  
というところです。

会長 ありがとうございます。

委員 もう一回、いいですか。今の、私もこの「救世軍恵みの家」というネーミン



グにちょっと引かれたのですけれども、二つの引かれ方をしたのです。今さら救世軍って何でついているの？ というのが一つ。それと、救世軍という、そういう前時代的なある意味、ネーミングがある恵みの家というのは、どんなすばらしいところなのだろうかと、こう思ったわけです。その割には推薦理由にそこが見えないのですよね。せっかくだからお伺いしたいのですが、なぜこれを評価されたかと。私の勝手な想像では、救世軍という、うん十年前の意味のある建物名がどう現代に生きているのかなというのを、杉並区の歴史的建物というような視点でもあったのかとか、勝手な想像をしつつ、この家の名前を見たのです。このデザイン自体、見る範囲では大変、下の連子みたいに見えるのは別にして、手すりかもしれません。比較的新しいデザインに見えるのですけれども、どんなことかなというふうに楽しみを、想像をかきたてているのですけれども、いかがなものでしょうか。

まちづくり担当部長 今、ちょっと手元に資料がないので、救世軍の成り立ち、詳しくご説明できないのですけれども、私、この特別養護老人ホーム、選定のときに選定委員会を取り仕切っております、救世軍というのはもう戦後から、和田の地域で病院ですとか、医療法人として、また今回、社会福祉法人として特別養護老人ホームをつくるということで、そういった社会活動をやっている団体。内部の方も一応、軍隊組織の肩書をお持ちで、ちょっと違和感は確かにございます。そういった名称を使いながら、社会福祉活動をメインにしてやっている団体とご理解いただければありがたいと思います。

あと、建物のほうは、私は専門外ですけれども、木が少ないようなイメージが委員会の中でも出たのですけれども、これは多分、大きくなってくる木だと思いますので、何年か後には、緑が豊かなものになってくるのだろうなというご意見もございましたので、申し添えます。

会 長 ありがとうございます。ほか。

副会長 今、話題に出ております、この6番の対象なのですが、これは建物の面積としては、どのぐらいの大きさのものなのですか、延べ床面積としては、

まちづくり担当部長 私も前に、60〜70 ぐらいの特別養護老人ホームですので、多分、3,500〜4,000 ぐらいの平米数だと思います。

副会長 いや。今お聞きしたのは、大規模建築物のこれは対象になっているのですね、事前協議の。なっているのですね。そうすると、この大規模建築物の景

観形成指針に一応対応して、事前協議をされて、例えば緑化のことなんかとか、公開空地、外構のつくり方とかって、事細かに書いてあるので、この辺も当然、協議の結果つくられているとは思いますが、今、話題にたまたま出たので、緑化のところなんか、どういうふうな評価がこれであったのかなと、事前協議の段階で。というのが、ちょっと気になってはいます。つまり、一般の個人住宅ではなくて、かなり大規模建築なので、賞を与えるのにやっぱりふさわしいという、積極的な理由として、その辺が出てくるといいのではないかなと。いかがでしょうか。

会 長

そうですね。これは大規模建築物の審査といいますか、あれと、今回のデザイン賞というのは、ちょっと別なものだとは思いますが、たまたま、そこで審議されたものがここへ出てきているという意味では、逆に言うと、大規模建築物の前協議みたいなものが、ある意味では有効だったと。その結果、そこに直接のつながりはありませんけれども、結果として選ばれているということは、そういうことだろうなというふうにも理解できるので、恐らく〇〇先生のご指摘というのは、少しその辺も、少し積極的に評価しておいたほうが、この制度自体の評価にもつながるのではないかなというようなことで。多分、〇〇委員が参加されていたので、少し事情もおわかりだと思うので。

委 員

かなり前のことなので、記憶はあまり鮮明ではないのですが、この建物は面的には少し大きいものになるわけですが、一つ一つの建物が非常に小さな単位に分設されていて、例えばこの写真の中の左下をごらんいただくと、小さな屋根が連続して並んでいるように見えますが、こういうものが長い壁面になるのではなくて、小さな単位で出てきたり、あるいは、その上の写真では、小さな単位で、やわらかい色ですけれども、色が使い分けられていたりとか、全体が低層の建物の中で単調にならないような工夫、あるいは、まさに非常に開いているといいますか、一般の方が入ってこれるような開かれた造りをしていたり、あるいは、歩道上の空地をかなり長い距離で設けていただいて、それに沿って、今は写真で見る限り、貧弱ではありますけれども、かなり沿道の緑化にという意味では貢献をしてくださっておりますし、小さなすき間も緑で埋めていくというような発想がある建物のように感じました。

それから、この建物は、たしか専門部会をする際に、設計者さんが模型を持ってきて説明してくださったのですね。そういう真摯な姿勢で、まちづく

りを考えていこうというような取り組みというのは、これ以前にはなかった  
ので、専門部会としては非常にいいものができるのではないかというような  
予感のもとに、この評価をしたというところです。

副会長

ありがとうございます。

会 長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。〇〇委員は、こちらの選  
定委員のほうにも加わっておられるので、何か一言ございましたら。

委 員

こちらの一事例についてでしょうか。

会 長

いや。これに限らず全体でございましたら。

委 員

選考委員をさせていただきまして、まず 55 点推薦されてきた段階で、同じ  
分類に入る個人住宅や、緑などがとても多く、どうしても同じジャンルに推薦  
されているものは、選ばせていただかざるを得ない状況でした。優れた事例が  
多くて、心苦しかったのですけれども、第1次選考をさせていた次第です。同  
様に選考された、他の委員の方たちの意見が合計された事例をもとに、11 点  
にしぼられた候補地を見せていただきました。

実際に候補地を回りました、私はこれまで杉並区の隅から隅までをよく知ら  
なかったのですけれども、場所やゾーンによって、ゆったりしたお屋敷が続い  
ている場所もあれば、古いお家が建つ場所、屋敷林がまとまって存在する場所、  
それからとても狭い道など、場所やゾーンによって、趣の異なる区であること  
を、今回の選考を通して、また改めて気づかせていただきました。

会 長

ありがとうございます。ほか、ございますか。

委 員

区のほうにご質問なのですが、この中に 55 点出てきた中で、区の施設とか  
公共の施設の中で応募されてきたというものはございますでしょうか。

まちづくり推進課長

3件あるのですが、一つは科学センターの、清水にあるのですけれども、  
妙正寺公園の近くにある、プラネタリウム。ちょっと丸いドーム状になって  
いるところが1件出てきています。

井草のほうに小柴さんの自然の散歩みちがありまして、そこに「夢のタマ  
ゴ」とか、いろいろな卵、ある地点にそういうのが置いてある。そういうと  
ころの一部が応募してきたというのが一つ。

委 員

ありがとうございました。その辺のところを選考の中で何か評価みたいなの  
はいかがでしょうか。区の施設というか……。

委 員

区のものですか。

委 員

はい。

委員 私は最初の段階で入れさせていただいたのですけれども、やはり、いろいろな委員の方の視点の点数評価の合計や話し合いでしたので、結果としてこういうことになりました。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがですか。

副会長 4番のこのクルドサックは、これは済みません、情報として知りたいのですが。これは、私道なのですか。

まちづくり推進課長 これは私道でございます。

副会長 私道。

まちづくり推進課長 はい。

副会長 そうすると、クルドサックの赤く囲ってある左下ぐらいの、この大きなお屋敷へのこれはあれなのですかね。これは、さっきおっしゃった個人で管理されていると。

まちづくり推進課長 そうです。このちょっと見える大きな建物がございますよね、右から。このところの人が管理をしていると。

副会長 管理をしていると。

まちづくり推進課長 ええ。そこの私道という形になると。

副会長 そうすると、ここのクルドサックに至る私道の沿道の人たちは、ここは通っているのですか。ここは誰が通るのですか。

まちづくり推進課長 これは別に通ってはいけないとか、制限はございません。

副会長 要するに誰が使うのですか、ここは。要するに、このお屋敷の方だけが使う。例えば沿道の方々皆さん、ここを使うのですか。通り道として。

まちづくり推進課長 突き当たりが大きな建物のところなのですから、この私道、結構長いといえば長いので、そこに住んでいる沿道の住居の人たちは、もちろん、ここを通ると。

副会長 皆さん、これはだから前面道路というか、要するに敷地の接道の条件の道路になっているわけですね、これが。

まちづくり推進課長 そうです。

副会長 なっているのですよね。

まちづくり推進課長 そうです。

副会長 なっているのですよね。そこを聞いたかった。どのぐらいの公共性があるのかという、この私道がね。だから、この辺の人たち、皆さんが楽しめる、あ

る種、こう……。ということですね。

まちづくり推進課長 ちゃんと、建築基準法上の道路と。

副会長 わかりました。

会長 ほか、いかがでしょうか。あと、新任の委員の皆さんもいらっしゃるので、ちょっと私のほうからご質問というのか、あれですけども、これは一応、きょうここで審議されますと、これが決定するわけでございますよね。その後、ここに対象となったものというのは表彰されるということになると思うのですけれども、これはまだ表彰される側の方、持ち主とか、そういう方たちは、まだご存じないのですか。それとも、もう既に自分たちがノミネートされているということは、十分もう知っているという状態ですか。

まちづくり推進課長 この選考委員会の翌日から、ちょっと持ち主のほうに当たってございまして、8件中6件の方にはお会いできまして、承諾がとれているところでございます。2件につきましては、お会いできないものですから、意志の確認がちょっとまだとれていないものがございます。

会長 それをちょっと伺ったのは、この後、対象になったものがどういう扱いになるのかと。例えば多少、2番目の古書店とか、こういう不動産屋さん、結構古いもので、ある意味では、ある人にとっては懐かしい看板建築だという評価になると思うのですが、これを壊したいとか、将来、そういうような話になったときというのは、あまり直接は。逆に言うと、そういうことが、逆に、推薦されて受賞したとしても、そういう足かせと言ったら、あれかもしれないですけど、何かそういう制約が出てきたりするのかなとかというようなあたりですね。

まちづくり推進課長 ここで表彰されたからといって、特に管理を十分してくださいとか、そういうことは、なかなかうちのほうからは申し上げにくい部分があります。実際、前回なんかも表彰の対象になってお願いしに行ったときに、やはり表彰されてしまうと、きちっと管理していかななくてはいけないというようなプレッシャーがあるというようなことで、ご辞退された例も聞いてございます。

会長 そのあたりは、今回について言うと、全部がまだどういう状態になるかというのはわからないのですね。

まちづくり推進課長 そうですね。先ほど申しましたように、2件について、まだ確認はとれございませんので、そういった状況でご理解いただければと思います。

会長 ほかに何かございますか。

委員 制約になると同時に、表彰してすぐに壊されてしまったりしても、何のために表彰したんだみたいになるので、その辺も含めて、当事者の意向をある程度、伺っておいたほうがいいかなという気はします。

会長 今回、11回目ということで、私もこれまでの10回の応募作品というのは拝見、お勧めも受けたりしていますし、また、それが一つのきっかけになって、そこからまた少し地域のまちづくりにもつながっていったというような話も、ちょっと伺っていたと言いますので、ある意味で、ことしだけを見ると、八つを見てこういうものだなという、そんな感想しか持たないとは思うのですけれども、これまでの幾つかやってきたものというのが、やはりこの蓄積が結構大事かなという感じが非常にしているものですから、ぜひともこれまでに表彰されたものもあわせて、少し今後フォローをしていただくといいか、逆にその評価されたものを、それが印刷物になっているというのも非常に私もいいことだなと。それがまた区民の皆さんの目にさらに触れて、それがまた一つ、いろいろなまちづくりのきっかけにつながっていくという、そういう形になればいいのかなというふうには思っていますので、これは特に意見というよりは、ぜひ、そういうふうな賞を活用されるといいのかなということをお感じのことです。ほか、いかがでしょうか。

委員 きょう、これで、これはいいよ、悪いよという、変な言い方ですが、という評価をするわけですか。

会長 いいえ。そうではないですね。

委員 そうではないですね。

会長 もう評価は、一応、審査委員がいまして、されていますので。

委員 ということは、基本的に8件ノミネートではなくて、もう大方決まっているのが、これだけになっているけれども、11件のうち8件がほぼ決定だけれども、これでどうしてもだめだというのがないかというような平たい位置づけでは、そういう意味合いですか、これは。

まちづくり推進課長 そうですね。

委員 なるほど、なるほど。

会長 そういうことで。

委員 乱暴な質問で。

会長 今のようなご質問がありますけれども、すぐにこれはだめだと、これはちょっと問題じゃないかというのが、もしおありでしたら、そんなご意見も

逆にいただければと思うのですが、いかがですか。

先ほどから皆さんのご意見を伺っていて、特に何かどれか、これが問題だというお話ではないというふうに思いますし、おおむね皆さん、いろいろな形で評価をいただいたというふうに受けとめております。そういう意味で、今回のこのデザイン賞の表彰につきまして、この審議会としましては異議なしということによろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、委員の皆さんの同意ということで、これはそういうふうな結論にさせていただければというふうに思っております。

それで、これは杉並区長に対しまして、審議会としまして、この結果につきまして答申させていただきたいというふうに思っております。杉並区長への答申につきまして、若干、今出た皆さんのご意見を付記するというのも、ひょっとしたらあるかもしれません。この辺は私のほうにご一任していただきまして、そのようにさせていただく。特に個別に各委員の皆さんの意見をそこに付記するというのであれば、それはそれで、また、もちろん皆さんのほうにご確認いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、今のデザイン賞につきましては、異議のないということで、杉並区長のほうに答申させていただければというふうに思っております。

それでは、続きまして、次の議題でございますけれども、「杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について」ということで、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長 座ったままで。

会 長 結構です。

まちづくり推進課長 私のほうからは、まちづくり景観審議会の景観専門部会の審議の結果について、ご報告いたします。資料2を用意していただければと思います。

本日ご報告いたしますのは、平成24年度の第4回、第5回、及び平成25年度の第1回から3回の景観専門部会の審議の内容でございます。

案件といたしましては、大規模建築物の建築に係る事前協議が7件、公共施設の整備に係る事前協議が13件、合計で20件となっております。

まず平成24年度第4回の専門部会ですが、1ページ目になりますけれども、共同住宅の新築、また2ページ目に公共施設の整備について2件、記載して

ございます。いずれも異議なしということで、結果をいただいておりますが、方南一丁目共同住宅の新築におきましては、計画の中に緑を効果的に導入すると、さらによくなるだろうというような参考意見をいただいているところでございます。

3ページをお開きください。3ページ以降に、これは第5回の専門部会になってございますが、共同住宅の新築について2件と公共施設の整備について4件、記載してございます。このうち3ページの和田一丁目共同住宅の新築についてでございますが、答申のところにありますように、駐車場及び自転車駐車場について配置の再検討と植栽等の修景に努めることとした助言をいただいておりますので、景観条例の第17条第1項に基づきまして、協議者に対して助言を行ったところでございます。

また植栽計画であるとか建物の配色についても、参考意見をあわせていただいておりますので、協議者に通知しているところでございます。

この案件につきましては、景観法に基づく行為の届け出では、駐車場及び自転車駐車場の配置、植栽の内容についての助言、参考意見をもとに、変更されていたことを確認してございまして、届け出の受理を行っているところでございます。

井草の五丁目共同住宅の新築等については、異議なしとの結果をいただいております。

6ページからは平成25年度第1回の専門部会になっておりますが、共同住宅施設の新築が1件、公共施設については、いずれも小中学校の外観の色彩の変更ということで、既存建物の塗装の塗り直しといった内容のものが3件ございまして、いずれも異議なしというふうになってございます。

9ページからは25年度第2回の専門部会の結果でございます。大規模建築物の建築に係る事前協議につきましては、1件は日本年金機構本部の増築ということで、延べ面積が8,000平米以上の増築ということで、かなり大きな建物となっております。これについても異議なしとの結果をいただいておりますが、色彩について既存建物との調和を図りながら、植栽の工夫によりまして増築部分のボリューム感をより抑えられるとの参考意見をいただいているところでございます。

その下の都営堀の内三丁目アパートの外観の色彩の変更についてですが、今回、建物外壁の補修と塗装の塗りかえを協議対象としていたところでは



が、同時に耐震補強工事もやっております、その工事により建物外周に耐震ブレースを設置しているということから、これについても外観を変更することとなる修繕工事として協議対象とすべきではないかということが、専門部会委員のほうからの指摘がございました。これについて事務局としても協議対象とすべきだと判断いたしまして、耐震ブレースの色彩について現地調査をした上で、第3回の専門部会において、色彩基準に合っていることを報告したところでございます。協議者に対しては、耐震ブレースの色彩についても改めて事務局と協議をして、景観法の届け出において、耐震ブレース、あわせて届け出行為の対象とした内容で提出されているということで、これもご報告いたします。

10 ページになりますが、公共施設の整備に係る事前協議ですが、特別区道第1002号及び杉並区有通路第7097号のカラー舗装化整備については、異議なしとの結果をいただきましたが、答申にございますように、全体に落ち着いた色彩にすると、もっとよくなるというような参考意見をいただいているところです。

最後になりますが、11 ページから第3回の専門部会です。ニューハート・ワタナベ国際病院の外観の様子がえ及び増築につきましては、既存建物の用途の変更に伴いまして、外観の変更を伴う様子がえをするというもので、建物の外壁にルーバーを設置して、一部、外構の変更と敷地内に、マニフォールド棟を増築するというものでございます。これについても異議なしという結果になりましたけれども、病院の看板が、新しく設置する通路上にあったことから、撤去または移設することを検討したらどうかというような参考意見が出されたところでございます。

12 ページですが、公共施設の前協議です。区営住宅の外観の色彩の変更が2件と松溪公園トイレの新設でございます。いずれも異議なしですが、井草三丁目第2アパートにつきましては、環八に面しているということから、色彩についても、もうちょっと検討したらどうか、人の出入りのない受水槽の扉には、アクセントのあるような色を使う必要はないのではないかというような意見がされているところでございます。

以上、専門部会での審議の結果のご報告でございます。

会 長

ありがとうございました。ただいまの専門部会の調査審議の結果につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

委員

これを見て、ここの答申の意味合いというものが、立ち位置というかが、まだ私、まるでわかっておりませんので、大変低次元の質問になろうかと思うのですけれども。ここに書いてある、例えばですが、ざっと一回、目を通してまいったのですけれども、例えば答申の中に、設計のインターロッキングの色彩の差というものを、もっとモノトーンに近づけたほうがいいのではないかとといったような答申がどこかに出ていたのを記憶しています。この辺になると、いわゆるデザイナーの思いとか、そういうのがある。どのようにして調整されるのかなとか、それをどう捉えての答申の内容になっているのかなど。単純に考えて、そのデザインがあまりにも常識から外れて、色の差が強いから、強烈過ぎるという意味合いだったのかなとか、これを見ただけで、先ほどと同じです、皆目、そういう意味合いでは捉えられない。これを読んだだけでは、といったようなところなのですけれども、このようなことも含めて、こういう形で答申でこうなっているよといったようなところを、この審議会に出されても、どのレベルの設計に対して、どのレベルのモノトーンに近づけなさいという趣旨なのかなというのが、私には把握できないのですけれどもね。そうすると、いいか悪いかの言いようもないということになって、その辺はいかがなものなのでしょうか。

以上です。

会長

事務局のほうから少し、それについてお答えいただけますか。

まちづくり推進課長 この専門部会の当日は、いろいろな資料、膨大な資料が出ておまして、色彩を含めて、ちゃんと色がついているものを出していただいております。それを、現地調査をした上で、そういった資料も見ていただいて、委員の皆様にご意見をいただいているといったような中で進めているところでございます。ですから、この場に、やはり委員おっしゃったように、色のことをいろいろ、ここで書かれたとしても、イメージがわからないというのは、確かにそのとおりかなとも思いますけれども、その辺までの資料をこの場で用意するというのも、なかなか大変なところでございますので、こちらといたしましては、表現内容はできるだけ易しく、わかりやすく伝えるような工夫はしていきたいとは思いますが、そういうあたりでご理解いただけると助かるというふうに思います。

会長

恐らく審議会と専門部会の役割分担みたいなのところに対してのご理解だと思

います。専門部会のほうにも、かなりきちっとした専門家の方たちが入っておられるということで、逆に、そこできちっと、今ご説明があったような形で、個別の案件については審議いただくということで、その結果、ここでご報告いただくという役割分担になっているので、ここでそれを、ゼロからその是非を議論する場という位置づけではないという、そういうご理解をいただければなというふうに思っています。

それと同時に、ここでも〇〇委員とか、審議会の委員もそちらのほうの専門部会の委員を兼ねてもおられますので、必要によっては、そういった両方の委員を兼ねておられる方に、少し情報の受け渡しといいますか、その辺のこともやっていただけるというような理解ではおりますので。

委員

わかりました。よろしく願いいたします。

会長

今、たまたま色彩の話がありましたけれども、もし〇〇委員のほうから、そのあたりについて少し補足のご説明がありましたら。

委員

まず、ちょっと制度としての特徴なのですが、杉並区の景観専門部会は、部会前、全員が基本的には現場の調査を事前に行います。現場に実際に伺って、敷地の状況、それから隣接している土地の状況等をきちんと見てから審議に入ります。審議に当たっては、事業者さんに来ていただいて、事業の概要を説明していただきながら、所定の資料をもって審議を進めていくわけですけれども、一応、傍聴という制度があって、審議会自体は閉じたものですが、傍聴できる。ほとんどの事業者さんが審議の様子を傍聴しているということがございまして、審議会でどういう細かなことが審議されているかというようなニュアンス、ここには載らないニュアンスというのは確実に事業者さんにも伝わっているというのが、一つ特徴だと思います。

その中で意見になるものと参考意見というふうな扱いになるものがあるのですが、助言をするというような場合は、杉並区の景観形成基準というのがあって、それに照らして、これは適合していないだろうというレベルについては、助言をするわけですが、それはほとんどないというような状況です。

この2年間ぐらいですと、例えば今回ここで挙がっている和田一丁目共同住宅というのが1件あるだけで、ほかは基準を大きくそれるような、逸脱するようなものというのは出てきていないのが実情なのですが、その中でも、もう少しこのようにしたら、ずっとよくなるはずだとういような専門的な見

地から、参考意見というのをつけていただいて、それが確実に、例えば設計者さんが事業者さん代理として見るという場合もありますので、文書の形で確実に事業者さんに伝わるような仕組みをとっていただいているというのが、杉並区の進め方の特徴です。

先ほどの舗装の件なのですけれども、どうしてもこの商店街の舗装というのが、地元の事業者さんのご意向が強くて、なるべくにぎわいをつくりたいというようなデザインのものが多いのですね。それが商店街のにぎわいとして適切かどうかというのを我々は話し合うわけで、商店街というのは、お店が元気、あるいは、お客さんがたくさん来て、それがにぎわいになっているのが本来の姿で、道路がいくら派手でも、やはりお店やお客さんがメインではないような状況では仕方がないのではないかと。道路というのは、やはり景観の中では地になる部分ですから、地に徹するというような考え方で、ある程度、色はあって、まちの雰囲気をつくり出しているということは、それは素晴らしいことなのですけれども、過剰に色彩が目立つ、道路だけが目立つというような状況はふさわしくないだろうということで、この 10 ページの案件では、このような参考意見をつけております。

この色というのは、グレーというよりは、どちらかという土の色、ベージュに近い土の色なのですけれども、こういう土の色に近いようなほうが温かみもあって、雰囲気もやわらかくなるのではないかとというような観点で、ここではお話をしています。そのようなことです。

会 長

よろしいですか。

委 員

ありがとうございます。大変よく理解ができます。ありがとうございます。

会 長

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

副会長

単純な質問でいいですか。

会 長

はい、どうぞ。

副会長

教えてください。済みません。大規模建築のほうの今の話というのは、事前協議の手続に関するものですよね、これは。それで、それと、この景観計画、景観の特にこの色彩ガイドラインの後ろに書いてある、景観計画上の届け出手段の中の手続の事前相談、あるいは、ここでまちづくり景観審議会に意見を言うというフローが入っているのですが、これとの関係がちょっとよくわからなかったもので、教えてほしいのです。

まちづくり推進課長 済みません。その現物、持ってきていなかったのです。申しわけございませ

ん。今、用意してございます。

副会長 あれですね。大規模のほうと、今の話は景観の専門部会が助言をしているということで、その後、届け出ですよね。届け出の後に、もう一回、ここに景観審議会が何か言ったほうがいいですか。もし必要であればということですがけれども。この今の話はこの前の話で……。

まちづくり推進課長 これは、この本の裏のものは、もっと先の話で、適合している、適合していないというふうなことになったときに、それをまちづくり景観審議会にかけていくという、そういうものなのですね。

副会長 だから、これはその案件に応じて必要なければ、ないということでもいいのですよね。そういうふうに言っていただければ。だから、要するに専門部会が助言をして、それで協議が成立すれば、正式届け出になれば、あとは粛々と進むという。

まちづくり推進課長 そのとおりですね。

副会長 そう言っていただければ。ありがとうございます。

会 長 ほか、いかがでしょうか。では、〇〇委員。

委 員 単純な質問で申しわけないのですけれども、ざっと見ると、外観の色彩の変更というのが結構ありますよね。これは主にメンテナンス時における塗装色をガイドラインに沿って変更してという、そういうことでしょうか。それとも……。どういうケースなのでしょう。

委 員 色彩の変更は、ほとんど公共施設です。杉並区のこれも特徴なのですが、公共施設が区管理のものがほとんど審議にかかるということで、たくさん出てまいります。ほとんどが塗りかえです。

委 員 それは色を変えてしまうということが多いわけですか、やっぱり。今までの色とか。

委 員 そうですね。今あるものから少し変えるというようなケースが多いです。

委 員 では、引き続き。ちょっといいですか。色彩のガイドラインについてなのですが、色彩、素材色というのと人口的に塗るという二つありますよね。それともう一つは色、テクスチャーがあって色があるので、例えばペンキの色と金属の色と例えば石の色とか、全然印象が違ってくるのですけれども、その辺をどう評価するかというのは非常に難しいと思うのですけれども、その辺の問題点というのは出てこないのでしょうか、評価において。

委 員 色彩ガイドラインは、マンセル値という記号で書いてありますから、それは

客観的にも見れるわけですがけれども、今おっしゃられたように素材との問題とか、使い方の問題とか、使う場所の問題というのがあって、それは一つ一つの案件で見えていかないと、なかなか評価がしづらいということもあって、それがあっての事前協議です。ですから、色が合っているか、合っていないかということだけを見るというわけではなくて、色の使われ方も含めて評価をさせていただいているというところです。

会 長           〇〇さんは色彩の専門家ということで、かなりご経験がある中で、そういう評価、判断をされているということなので、そういう意味では、今ご説明があったようなことで、ご了解していただければと。

委 員           よく納得しました。実際のケース・バイ・ケースにおいて、ちゃんと委員の方が見て、それで判断すると。データだけではないということですね。よく納得しました。

会 長           じゃあ、〇〇委員で。

委 員           すみません、感想になります。これらは全て処理された案件で、今意見を差し上げて、意見が反映されるというものではないと思うのですけれども、色彩基準の中に入っていれば、〇ということではないもので、色彩は使われ方や、面積、高さ、隣との関係性等によって善し悪しに影響が出てくるものですから、基準の中だったら、無条件に良いとは言いきれないところがあります。こちらの参考意見として掲載されているものを、もう少し尊重にさせていただけるようなシステムだと良いのではないかと思います。

今回もたくさん、色彩に関する参考意見が出ているのですけれども、例えばその中で2ページ目の小中一貫校のところについてです。これも既に決定されたものですけれども、N.7.5 というライトグレーがふさわしいのかどうかと書かれてあります。色彩基準というのは派手さで計っていますので、案件のN7.5 のライトグレーは目立つ色ではありませんので、目立つということで景観を乱すことはあまりありませんが、学校の空間としてはより相応しい配色があるのではないかと思います。書物によりますと、グレーというのは、とても刺激の少ない色で、グレーに囲まれていますと、ストレスがたまるというようなことも書かれております。書物に書かれたグレーと N7.5 のライトグレーでは、多少影響が異なるかもしれませんが、教育環境ですので、色彩を整えることで少しでも快適に過ごせる空間になるのであれば、そのようなご意見を、尊重していただけると良いのではないかと思います。

会 長                    ありがとうございます。

委 員                    一つ質問です。答申に至るまでの手順というのは、よく理解することができました。そこで質問なのですが、この審議会に、調査審議の結果についてという、この答申まで書かれたものがなされたときに、審議会はどのような受けとめをすればいいのですかね。要は、大きな不都合があると思える場合はということなのかどうか、ちょっと教えてください。

まちづくり推進課長 先ほど、まちデザインのほうは、審議事項ということで、いろいろ審議していただく事項に位置づけられるのですけれども、これは、もう既に専門部会のほうで、いろいろ意見を交わして、答申という結果を出して、それに基づいて、もう事業は進んでいっている、そういう状況なのですね。ですから、こういう答申を出しましたよという報告をさせていただいておりますので、別にここでこれを変えるとか、そういう問題ではないということでございます。

委 員                    それで、これはそういうことなのだろうということですが、いわゆる審議会に、専門部会で検討して、こういう答申にしる、調査結果にしる、調査審議の結果にしようというようなのを専門部会で取りまとめるわけですよ。それに対して、審議会がその中身を知る機会というのは、変な言い方で申しわけないのですが、このように全部もう動き出したよという段階で、こういうことだから、よろしくねということなのか、あるいは審議会にかけて審議会の了解をとって、専門部会の内容でゴールになるんだよといったような位置づけの場合もあるのか、その辺というのはどうなのでしょう。何せ初めて参加のことなので、そういう基本的なところを教えていただければと思うのですが。

まちづくり推進課長 先ほどのご説明したとおりでございます、専門部会のほうで、もう審議を終えまして、一定の答申を出して、それに基づいても進めていると。そんな中で、こういった答申を出しましたよという報告をこの場でさせていただいているということでございます。

委 員                    全てのものがそうなっているという……。

まちづくり推進課長 そうです。個別にどうのこうのではなくて、きょうのものは、全てそういった報告的な位置づけだということでございます。

会 長                    よろしいですか。

委 員                    よしあしはどうか、状況は理解いたしました。

会 長

先ほどちょっと申し上げましたように、ある意味で審議会と専門部会との役割分担というところで整理されて。これを全部、ここで、ある意味では審議すべきだという意見もあるかもしれませんが、やはりそれはなかなか、この審議会の開催頻度というようなことも含めてですね。それから、同時に審議会自体は、もう少し幅広くいろいろなことを審議する場になりますので、そういう意味では、その役割分担はなされているということで、そういう意味では、審議会と専門部会との間のある種の信頼関係というのは、当然、その前提になっているということ。そういうご理解をいただければというふうに思います。もちろん、そこで審議会まで上げて、少し——個別の案件ではないかもしれませんが、そういう必要があれば、それは当然専門部会からこちらに上がってきて、そのことについては専門部会で審議するという形をとることになるだろうと思います。

委 員

わかりました。

会 長

ほかにご意見ございますでしょうか。きょうは、新しい委員の皆さんが加わって最初の審議会ですので、当然、いろいろ、そういうご意見が出てきても当然だというふうには思いますので。

委 員

初期的な質問で申しわけないですけども。

会 長

いいえ。それはもう当然だというふうに思いますので。きょうは、そういう機会にもなったということで、それはそれで審議会として、皆さん、新しい方々も含めて、同じ土俵に立てたという意味で、よろしいのではないかなというふうに思っていますので。

まちづくり推進課長 今、会長にもずっと説明していただいたところなのですが、私もつけ加えさせていただきます。先ほどの自分の答えにつけ加えさせていただきますと、きょう報告してあるものにつきましては、既に届け出が済んで、適正に参考意見、あるいは助言に基づいた修正がされた上で届け出をされておりますので、それはそれで完結をしているという状況でございますが、今までこんなことは、もちろんないので、例えばそんな助言を無視して届け出をしてくる事業者も、可能性としてはあるわけで、そのときには区としてしっかり審査させていただいた上で、こういうこと、こういう届け出が助言したにもかかわらず出てきているということ、この審議会にお諮りをして、また答申をいただくと。そういう流れも、この後に残されているということ、ちょっとつけ加えさせていただければなというふうに思います。



会 長

ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

それでは、議案としましては、きょう1点ございましたけれども、以上でございます。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

まちづくり推進課長 それでは、きょうはご審議、いろいろありがとうございました。きょうはその他として、1件、ご報告をさせていただきたいことがあります。都市計画課長のほうから、まちづくり基本方針を改定してございますので、その件について若干の報告をさせていただきたいというふうに思います。

都市計画課長 都市計画課長の渡辺でございます。ちょっと最後に申しわけございませんが、ちょっと若干、ご報告をさせていただきます。

まちづくり基本方針でございますけれども、状況でございますが、昨年7月の本審議会におきまして、改定に当たりまして基本的な方針などについてご報告をさせていただいたところでございますけれども、その後、検討がされまして、本年4月に区民意見提出手続、いわゆるパブコメを行ってございます。その上で、先の8月2日の都市計画審議会におきまして、改定案を諮問させていただきまして、異議のないという旨の答申を同日付でいただきましたので、同日付で決定という運びになってございます。

本来であれば、この場でその冊子をお配りすべきところなのですが、ちょっとまだ、そういった関係で印刷が間に合っていないので、でき上がり次第、お手元にお届けさせていただきますので、ぜひ、ごらんになっていただければと思います。

なお、区のホームページにつきましては、既に電子データで掲載してございますので、よろしければご利用ください。

今後、このまちづくり基本方針は、あくまでも基本的な方針ということで、これを毎年、いろいろなご意見もいただきながら、議論もしながら具体化していくと。毎年予算に反映して着実に進めていくという作業になりますので、折々、またご意見をちょうだいする機会も多々あるかと思っておりますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

まちづくり推進課長 では、よろしくお願いいたします。それで、私、言い漏らしたことがありまして、資料の2ページにも書いてあるのですが、今後のまちデザイン賞にかかわるスケジュールということで、この後、区として表彰する決定

を行った後、11月17日の日曜になりますけれども、そこで表彰式を開催したいというふうに思います。その後、受賞対象を紹介するリーフレットの配付などを行ったり、あるいは、11月11日から15日の日程で、この区役所の1階のロビーで、実際に写真を見ながら、こういうのが受賞をされましたよといったような紹介をしたいと思いますので、表彰式等につきまして、もしお時間がございましたら、来ていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次回は未定なのですが、審議内容や開催日程等が決まりましたら、またメール等で皆さんにご連絡をした上で、通知等も差し上げますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

会 長

ありがとうございます。ただいまのは連絡事項ということで。

それでは、以上で本日の予定の議事は全て終了いたしました。

これで第1回杉並区まちづくり景観審議会を閉会したいというふうに思います。皆さん、ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

— 了 — (15時36分)